

茨城の教育

茨城県人事委員会勧告

～6年連続の引き上げ勧告、でも低額勧告～

10月18日（金）に茨城県人事委員会勧告が出されました。今年例年よりも10日近く遅れています。

県人事委員勧告は教職員や警察官も含め、茨城県職員として働く地方公務員が対象になります。

新聞などでは、「6年連続の引き上げ勧告」と報道されていますが、引き上げ額は昨年同様低額です。

地公労交渉で、人事委員会勧告以上の引き上げを実現させていく必要があります。

以下は勧告のポイントです。

(1) 月例給の引き上げ (0.10%, 381円)

大卒初任給1500円の引き上げとなっていますが、今年の人事委員会勧告は若年層のみの引き上げ勧告になっています。

(2) ボーナスを0.05月引き上げ (4.45月→4.50月)

引き上げ分は勤勉手当に配分する。民間の年間平均支給月数は4.51月。

(3) 住居手当の改定

現在、家賃が12,000円を超える場合が、住居手当支給の対象です。人事委員会は、「対象家賃の下限を4000円引き上げるので、16,000円未満の家賃の職員には手当を支給しない」「手当額の上限を27,000円から28,000円に引き上げる」と勧告しています。

組合が入手した資料では今回の改正で、手当受給者の約6割が減額になり、支給額が変わらない教職員も含め4割の教職員が引き上げになりますが、引き上げ額は1000円です。

(4) 長時間労働の是正

長時間労働の是正で、「ワークライフバランス」が勧告されていますが、「ワークライフバランス」は仕事と家庭生活の充

茨城県高等学校教職員組合
水戸市平須町1番93

Tel 029-305-3075
e-mail iba-kou@mito.ne.jp

実を求めるものです

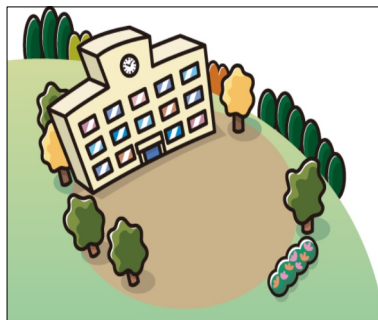
これまでのような「24時間働けますか」的な働き方ではなく、家事や育児、介護など家庭生活を充実させる役割を男女平等に求めるものです。

(5) 定年の引き上げ。

昨年の勧告でも取り上げられていますが、今年の勧告もいつからとか具体的な内容の勧告ではありません。

組合では、地公労（高教組・茨教組・県職連合・自治労茨城）に結集し、10月23日に県に要求書を提出して10月29日、11月7日、11月18日に地公労交渉を実施していきます。

引き続き、交渉の経過や結果については「茨城の教育」や「ファックスニュース」で取り上げていきます。



おかしな「1年単位の变形労働時間制」

政府与党は10月18日に、小中高校に「1年単位の变形労働時間制」を導入できるようにする「給特法の一部を改正する法律案」を閣議決定しました。本来は、1日8時間週40時間が労働基準法の大原則です。その原則を超える実態がある場合は、教職員を増やして仕事量を削減して、長時間労働を改善する必要があります。

ところが、「1年単位の变形労働時間制」は多忙な職場実態を放置して、多忙な時期の所定労働時間を延長して、延長した分の労働時間を夏休みに休日のまとも取りして、1年間の総労働時間を縮減するというものです。

具体的には、「6月は忙しいので、うちの学校は19時を終業時間にします。6月は20日勤務なので40時間超過勤務することになるため、8月は5日間休んでください。」となります。

しかし、平日多忙な職場は、小中高どこでも夏休みだから「ひま」という実態はありません。超過勤務分休んでくれと言われても、多忙な実態が改善されない限り、休むことはできません。また、無理に休んだ場合、

代休や年休で休むことは非常にむずかしくなります。

そして、多忙な7月を19時までの勤務時間にしても、仕事が終わらなければ、21時以降まで残って仕事をするようになります。毎月無制限に平日の終業時間を遅らせることもできません。

おかしな制度である「1年単位の变形労働時間制」を導入すれば、職場はますます混乱して、療休者が増加することは目に见えています。

法的な問題点も明らかになっています。今回の「給特法の一部を改正する法律案」は、労働基準法が定めている「労使協定」を「条例」に読み替え、労使対等決定原則が保障されていない教育公務員とは「協定」を結ばずに、「条例」で制度の導入を決めてよいとなっています。

全教弁護団の加藤弁護士は「労基法改悪に等しく、地公法との関係でも給特法によるクーデターだ。法的に見ると明らかに憲法違反の問題が生じるような法律の作り方だ」と断じています。

当然のことながら、「1年単位の变形労働時間制」は政府与党

が閣議決定しても、各県の人事委員会が条例を制定しなければ運用できません。条例提案者である都道府県教育委員会との交渉が非常に重要になっています。

組合では、現在「公立学校に『1年単位の変形労働時間制』を導入しないよう求める請願署名」に取り組んでいます。超勤解消ではなく、長時間労働の固定化につながる「1年単位の変形労働時間制」に反対する署名にご協力をお願いします。

超勤解消に係る県教委交渉結果

組合は、6月末に提出した「超勤解消に係る要求書」に基づいて、10月25日に県教委交渉に取り組みました。

「県教育委員会が考える超勤解消に向けた具体策について明らかにすること」「毎年実施している超勤勤務実態調査結果を受け、講じた対策について明らかにすること」の要求に対する回答は、以下のようなものでした。

(1) 県の回答

県教育委員会としては、これまで以下のような取り組みを行って超勤解消に努めてきた。
①管理職に超勤解消に取り組むよう要請している。

②週1回の休養日を設けるなど運動部の活動の見直しを行った。
③校務支援システム管理を導入した。

④学校閉庁日を導入した。
⑤「きんむくん」を導入した。

(2) 県の回答の問題点

県の回答は、部活や学校閉庁日などによる夏期休業中の勤務の改善に触れているものの、日々の超勤勤務の縮減に向けた具体的な改善策が出されていません。管理職に要請したと言っても、具体的な指示でないと実効性に欠けています。

また、校務支援システムについては、「使い勝手が悪い」などの声もあり、超勤解消になっているとは言えないのではないのでしょうか。「校務支援システム」については、各学校からシステムの問題点や改善点をまとめた要望を県教委に提出する必要があります。

(3) きんむ君の問題点

「きんむくん」導入の目的を明らかにすること、という組合の要求に対する回答は、「文科省の通知を踏まえ、勤務時間の管理をするため」というものでした。

しかし、今回の交渉でも使い勝手の悪い「きんむくん」を使って勤務時間を記録しても、記録

したことをどのように超勤勤務の解消につなげていこうかがはっきりしていないことが問題になりました。

超勤勤務解消の具体策を出せない中で、勤務時間の記録だけが続けることはあまり意味のないことであり、その上「きんむくん」の使い勝手の悪さを考えれば、「きんむくん」の活用をやめたり休止する必要があると組合は要求しました。

県教委は一度導入したものを年度途中でやめることはできないと言いましたが、「きんむくん」の使い勝手の悪さは否定しませんでした。また、高校教育課等は自分たちの時間管理のために「きんむくん」を実際に使っているということでした。

各学校からも、「校務支援システム」と同様「きんむくん」の使い勝手の悪さや問題点、改善点を県教委に提出していく必要があります。

そして、超勤勤務の解消には人員増と仕事量の削減をするしか方法がありません。



「実習講師」「実習教諭」への任用の手続きを

実習教員の皆さんへ

11月の人事異動希望の提出と同時に、「実習講師」、「実習教諭」への任用のための校長推薦が行われます。「実習助手」で①30歳以上で実習免許所有。
②40歳以上で教員免許所有。
③40歳以上で実習講師認定講習修了。のいずれかに該当する場合「実習講師」への任用対象となります。また、一定の給与号給以上でかつ実習講師経験10年で「実習教諭」への任用対象となります。該当している場合は、必ず校長に申し出てください。

毎年、いつ「実習講師」「実習教諭」に任用されるかを各校長と確認しておくことも大事です。不明な点や改善してほしい点は、組合でも県教委から直接話し合っ、回答してもらうこともできますので、茨高教組にご相談ください。

また、再任用者の2級格付、全ての実習教員が「実習教諭」となれるよう要求しています。多くの実習教員の先生の声と力が必要です。ぜひ、一緒に茨高教組の組合員として要求実現の運動に参加しませんか。

詳しい資料は、茨城県高等学校教職員組合のホームページに掲載しますのでご覧ください。

英語の民間試験導入は見直しではなく、撤回を

11月1日に、萩生田文科大臣は、2020年度から始まる大学入学共通テストで活用予定だった英語の民間試験について、「抜本的な見直しを図っていきたい」と述べ、20年度からの導入を見送ると発表しました。

しかし、①料金や会場、時期、回数などがバラバラで、経済格差や地域間格差があり、公平性に問題がある。②試験の運営が民間検定試験団体に丸投げされていて、第三者が監視・監査する制度がない。③可否判定に使わない、または、最小限の影響しか与えない使い方でありながら全員に受験を課す国立大学が多く、受験生は不合理な経済的・時間的・精神的負担を強いられる。などの問題は見直しでは解決できる問題ではありません。

多くの研究者や教職員、受験生である生徒たちからの批判を受け入れて、英語の民間試験導入は撤回すべきです。

中央委員会のお知らせ

日時 12月7日(土)
13:30~16:00
場所 ワークヒル土浦